財第18-26号

令和５年２月27日

各関係団体の長　様

魚津市長　村椿　晃

「令和５年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省より別紙のとおり参考送付があったことに伴い、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

１ 特例措置の内容

２で対象とする委託業務の受注者は、「令和４年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧技術者単価」という。）及び「令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「令和５年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）及び「令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）に基づく契約に変更するための委託料の変更の協議を請求することができる。

２ 具体的な取扱い

令和５年３月１日以降の契約である委託業務のうち、「旧技術者単価」及び「旧労務単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された委託料に契約変更を行う。

変更後の委託料＝Ｐ新×ｋ

この式において、Ｐ新及びｋは、それぞれ以下を表すものとする。

Ｐ新：「新技術者単価」、「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

ｋ：当初契約の落札率

３ その他

契約締結後、発注所属においては受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

４ 具体的な手続きについて

今回の運用に係る特例措置について、その手続き等を「(別紙)特例措置手続き」のとおり取り扱う。

事務担当：財政課

管財・契約検査係